

鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金

就職氷河期世代の方の県内企業への就職活動を支援するため、鳥取県内へ移動する際の交通費を補助します。

補助金の概要

受付期間	令和6年4月1日（月）から令和7年3月19日（水）まで
補助金額	県外から鳥取県内の企業等に就職活動のために来県した場合の移動に要した経費（交通費、宿泊料、自家用車移動、高速道路料金）の1/2 ※ただし、1人当たり年度内上限3万円 ※自家用車移動の場合、出発地(自宅等)から到着地（会場等）までの走行距離を算出し、 <u>1 kmあたり25円を乗じた額</u> が移動に要した経費となります。

対象要件

(1) ~ (5) が全て該当する方

(1) 就職氷河期世代に該当する者であること

就職氷河期世代とは、以下の要件に該当する方となります。

平成5年(1993年)から平成16年(2004年)に学校卒業期を迎え、かつ、令和6年4月1日時点において38歳から53歳に該当する者

(2) 鳥取県外に居住していること

鳥取県外に居住している方が対象です。

(運転免許証、健康保険証、住民票の写し等で県外に居住していることを確認します。)

(3) 不安定な就労状況にある方

補助金交付申請書の申請日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、補助金交付申請書の申請日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことが無い方

(4) 鳥取県内企業への就職のための活動を行う者であって、かつ県外の居住地から会場までを往復する者であること

「就職のための活動」とは、以下のいずれかの場合をいいます。

- ・ 県内企業が県内で実施する採用試験の受験
- ・ 県内で開催される合同就職面接会への参加
- ・ 県内企業の県内事業所を訪問して行う就職活動

※「県内企業」とは鳥取県内に事業所を有する事業主のこと（法人格の有無等は問わない）

(5) 国、県、市町村その他公的支援機関又は県内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けていない者

就職活動に係る交通費について、他の助成を受けている場合は、本補助金は対象外となります。

申請書類

- ・交付申請書
- ・活動報告書

<添付書類>

- ・鳥取県外に居住していることが分かる書類（例：運転免許証、健康保険証、住民票写し 等）
- ・移動に要した経費が分かる書類の写し（例：領収書 等）

※自家用車移動の場合、出発地（自宅等）から到着地（会場等）までの距離が分かる書類を添付すること。（例：インターネットで距離計算をしたページの写し 等）

交付申請書および活動報告書は、鳥取県ホームページ（とりネット）からダウンロードしてください。<記載例もあります>

申請の流れ

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
①県内事業所での就職活動を実施	申請者	R6年4月1日～	鳥取県内事業所での就職活動の実施（移動に際して、領収書等の保管をしておいてください。）
②補助金交付申請書提出	申請者	R6年4月1日～ R7年3月19日	就職活動が終了した日から1月以内の日、又は令和7年3月19日のいずれか早いほうの日までに、交付申請書、活動報告書を作成し、県雇用政策課へ提出してください。
③補助金交付決定兼額確定通知	県	②の受付後30日以内（実績報告受理後速やかに）	提出された書類を県雇用政策課で審査し、交付決定兼補助金額確定の通知を行います。
④補助金支払	県	確定通知送付から2週間程度	補助金の精算払を行います。

申請先

(1) 郵送または持参の場合

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
(〒680-8570 鳥取市東町1-220 電話：0857-26-8477)



(2) 電子申請の場合

「とっとり電子申請サービス」のフォームに交付申請書等を添付して送付してください。
「とっとり電子申請サービス」は、以下のURL又はQRコードからアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11868

電子申請は
こちらから↑

✳補助要件の詳細や具体的な手続きは県ホームページにてご確認ください。↓

【問合せ】 鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話：0857-26-8477 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/294740.htm

